

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する規定の整備を行うこと。（第六条の二十五、第八条の二、第八条の三、第十条、第十条の二、第十一条の二及び別表第四関係）
- 二 六十歳を超える事務官等の給与に関する規定の整備を行うこと。（附則第八項から第二十項まで関係）
- 三 若年定年退職者給付金に関する規定の整備を行うこと。（第二十条及び第二十四条並びに附則第二十一項から第二十三項まで関係）
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 五 この政令は、令和五年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）
- 六 暫定再任用隊員に関する経過措置を定めること。（附則第二条関係）
- 七 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第三条関係）